

議案第17号

財産（土地）の処分について

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定に基づき、財産（土地）の処分について、下記のとおり処分するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| i | 財 産 土 地 | 所在地 基山町大字園部字浦田3026番9
地 目 雑種地
地 積 5,267㎡
所在地 基山町大字宮浦字黒谷1253番10
地 目 雑種地
地 積 9,881㎡ |
| 2 | 金 額 | 131,800,000円 |
| 3 | 契約の相手 | 福岡県久留米市善導寺町飯田829番地1
マルゼングループ協同組合
代表理事 古 賀 大 輔 |
| 4 | 予 定 時 期 | 令和5年5月 |

令和5年5月22日提出

基山町長 松 田 一 也

提案理由

基山町が保有する鳥栖北部丘陵新都市基山地区内の普通財産（土地）を産業用地として売払いを行うことにつき、財産の処分をするため。

令和5年5月22日原案可決